

青森県知的障害児者生活サポート協会 会員交流事業等助成制度のご案内

青森県知的障害児者生活サポート協会（以下、「本会」という。）では、会員の相互交流や、新規加入の促進を目的とするイベント等について助成します！

★例えばこのような利用方法があります。

◆県内施設の保護者が実施する研修会（参加者：会員が30名以上）を開催する場合

➡ 一つの研修会（施設・育成会等）あたり **3万円**の助成

◆会員による懇親会（参加者：会員が5名以上10名程度）を開催する場合

➡ 一つのグループあたり **最大1万円**の助成

【助成対象事業の主催者】

- (1) 本会の各構成団体、支部（施設、保護者会、支援学校等）、会員複数のグループ（以下、「各構成団体等」という）
- (2) 本会の各構成団体より推薦を受けた団体、グループ、サークル等（以下、「推薦団体等」という）

【助成対象事業の内容及び助成金額】

助成対象事業	助成基準額	助成限度額	各種条件	
			本会との共催	生活サポート制度説明会
(1) 本会の会員が行うグループ単位(5名以上で概ね10名程度)のイベント、交流会、お茶会等	1名につき 1,000円	1グループ 10,000円	不要	実施要
(2) 本会の構成団体又は県内施設、育成会等が行う会員30名以上のイベント、交流会等	1団体 30,000円		不要	
(3) 本会の構成団体が主催する研修会等	1事業 30,000円		必要	

【助成の条件】

- (1) 行政や関係機関等による補助金、助成金を受けていない研修等が対象になります。
- (2) 各年度の助成金総額は本会の当該年度予算で決定されます。
- (3) 申請受付期限は毎年度2月末までとしますが、当該年度予算を超える申請があった場合は、年度途中で受付を締め切る他、減額支給となる場合があります。
- (4) 助成回数は各構成団体等・推薦団体等につき年度内1回となります。
- (5) 生活サポート総合補償制度の説明会を対象事業のプログラムに入れてください。(15分程度)

【申請及びお問い合わせ先】

対象事業を企画した場合は、申請書（様式1）を本会事務局にメールで提出ください。

青森県知的障害児者生活サポート協会 事務局（担当：高木）
メール：masanao.takagi@aosyakyo.or.jp
電話：017-723-1391

